

報告第 1 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

平成 30 年 9 月 3 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成 30 年 7 月 30 日 専決

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

記

処 分 事 項

平成 30 年度羽曳野市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度羽曳野市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

## 平成 30 年度 羽曳野市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度羽曳野市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,946 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,585,430 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 7 月 30 日 専決

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
9	繰越金	1	6,946	6,947
	1 繰越金	1	6,946	6,947
	歳 入 合 計	12,578,484	6,946	12,585,430

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
9	諸支出金	8,835	6,946	15,781
	1 償還金及び還付加算金	8,834	6,946	15,780
	歳 出 合 計	12,578,484	6,946	12,585,430

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
9 繰越金	1	6,946	6,947
歳入合計	12,578,484	6,946	12,585,430



2 歳 入

9 款 繰越金

6,946千円

1 項 繰越金

6,946千円

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	千円 1	千円 6,946	千円 6,947
計	1	6,946	6,947

節		説	明
区 分	金 額		
1 繰越金	千円 6,946	繰越金	千円 6,946

3 歳 出

9 款 諸支出金 6,946千円

1 項 償還金及び還付加算金 6,946千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
8 療養給付費 等交付金返 還金	千円 1	千円 6,946	千円 6,947	千円	千円	千円	千円 6,946
計	8,834	6,946	15,780	0	0	0	6,946

節		説 明
区 分	金 額	
23 償還金、利子 及び割引料	千円 6,946	療養給付費等交付金返還金 千円 6,946